

## ラオスにおけるマイクロファイナンス業の外資規制緩和について

2022 年 7 月 18 日

One Asia Lawyers ラオス事務所

### 1. 背景

ラオスにおいてマイクロファイナンス事業（以下、MFI）を規定する法令は 2012 年発行の「マイクロファイナンス機関に関する首相令（No.460）」がありますが、外資制限率は明確に言及されていませんでした。その後、2016 年に「マイクロファイナンス機関に関する首相令実施のための細則（No.01）」が發布され、預金型および非預金型マイクロファイナンス事業において、外国人投資家は登録資本金の最低 10%以上最高 30%まで株式を所有することが可能であると明記されました。



ここ数年、MFI の外資規制が緩和される可能性があることをラオス中央銀行へのヒアリングを通して耳にしていました。そうしてようやく、ラオス政府は 2012 年発行の首相令を 10 年ぶりに改正し、2022 年 6 月 20 日付で「マイクロファイナンス機関に関する首相令（No.184）（以下、首相令）」を発行、同年 7 月 12 日に官報に掲載、15 日後に施行されます。

今回は、改正点を中心に解説いたします。

### 2. マイクロファイナンス機関の設立とライセンス取得

MFI の設立においては、必要書類を揃えて、商工業省において、企業登録証の発給を受けたあと、ラオス中央銀行（以下、中銀）において事業許可証（以下、事業ライセンス）を取得する必要があります（首相令第 7 条）。

首相令第 8 条に記載の事業ライセンス申請に必要な書類が完全に揃い、下記の条件を満たした事業者に対して、中銀は 30 日以内に事業ライセンス発行を許可すること（仮許可）を通知します（首相令第 9 条）。

- 条件 1 資金が十分にあり、関係法令の定めを満たしていること
- 条件 2 Feasibility Study が完成していること、事業の実現性があること
- 条件 3 株主及び経営者が、金融関係の犯罪で起訴されたことがないこと
- 条件 4 経営者が、金融関係、銀行等のマネジメントの経験を有していること

上記1から4の条件を満たした事業者に対して、事業ライセンスの許可通知後、中銀は、さらに以下の5から7の条件を満たしている事業者に対して、正式な事業ライセンスを90日以内に発行します（首相令第9条）。

条件5 登録資本金の振り込みが完了していること

条件6 条件に見合った人材が確保できていること

条件7 事業に必要な設備（店舗、機器、システム機械等）が揃っていること

中銀は、上記の条件を満たしていない事業者に対して、90日間の改善期間を与えますが、それでも改善されない場合は、事業ライセンスの発行拒否通知を出します（首相令第9条）。事業ライセンスの有効期限は、事業実施期間中となっており、更新等の必要はありません（首相令第13条）。

### 3. 登録資本金、外資規制について

今回の改正により、下記の表の通り、外資規制が緩和され、特に非預金型の場合は、外資100%でも事業への参入が可能となりました。なお、首相令が改正される前に設立したMFIは、首相令施行後2年のうちに、首相令に従った会社形態へ移行する必要があります。

MFIの形態	預金型	非預金型
会社構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会</li> <li>・取締役会</li> <li>・内部監査委員会</li> <li>・取締役委員会</li> <li>・下部組織</li> </ul> <p>※預金型の場合は、一人株主会社は認められません（首相令第18条）。</p> <p>※定款は、株主総会及び中銀により承認される必要があります（首相令第12条）</p>	
外資規制	外資51%まで (首相令第10条)	外資規制なし (首相令第68条)
最低登録資本金	30億キープ 現物出資の場合は、登録資本総	10億キープ

	額の 10%以下（首相令第 11 条）	現物出資の場合は、登録資本総額の 10%以下（首相令第 69 条）
事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金</li> <li>・ 小口融資</li> <li>・ 決済事業、担保、保険代理店、その他中銀が認めた金融事業（首相令第 30 条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小口融資</li> <li>・ 決済事業、担保、保険代理店、その他中銀が認めた金融事業（首相令第 72 条）</li> </ul>
上限金利	2021 年 6 月 4 日付の <a href="#">ニューズレター</a> をご参照下さい	

#### 4. 会社構成について

##### （1）株主総会（首相令第 18 条、19 条）

株主総会は、最低 1 年に 1 回、年次会計を閉じた後、遅くとも 4 月までに開催する必要があります。その他の条件は、会社法に基づきます。

##### （2）取締役会（首相令第 21 条）

取締役会は 3 人～7 人を構成員とします。少なくとも、一人は社外役員を取締役とする必要があります。社外取締役は選挙により選出、あるいは年次株主総会で任命されます。任期は 3 年で、再選出も可能です。また、取締役会は最低 3 か月に 1 度開催しなくてはなりません。

##### （3）内部監査委員会（首相令第 24 条）

委員会のメンバーは 3 人以上です。そのうち一人は会計業務の経験がある必要があります。メンバーは選挙により選出、あるいは取締役会により任命されます。

##### （4）取締役委員会（首相令第 26 条）

委員会のメンバーは、マネージング・ダイレクター（MD）及び副 MD より構成されます。MD は選挙により選出、あるいは取締役会で任命されます。任期は 3 年で、再選出も可能です。また、副 MD は、MD からの推薦の下、取締役会により任命されます。

#### 5. 禁止事項

1. 外貨で事業を行うこと
2. 金融機関以外の個人や法人からの借入れ

3. 特定の顧客（会社役員の家族、親戚等）に対して特別なサービスを提供すること
4. 融資を行った顧客で、返済が滞っている場合、新規で融資を行うこと
5. 他の会社の株主となる場合、一つの会社に対して5%を超えて株式を保有すること。また、他社の株式を会社全体で30%以上保有すること等

以上

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野里美）

---

One Asia Lawyers Group は、10年以上に渡り、アジア各地において数多くの金融機関、ノンバンクや保険関連事業者の進出、M&A、ライセンス取得や新規事業の展開などに携わってきた知見と実績があります。例えば、タイのファイナンス・リース会社の設立や運営支援、ラオスにおける販売金融会社の総合的なコンプライアンス体制の支援、カンボジアにおける保険販売ライセンスの取得、マイクロファイナンスの M&A、ミャンマーにおける金融機関のガバナンス支援、新規事業についてのスキーム検討、そして新興アジアでの債権回収対応等を支援してきました。



One Asia Lawyers では、新興アジア各国での金融業・保険業の進出プロジェクト、M&A、ライセンス取得、ガバナンス支援や債権回収など、現地における法令の専門知識及び実務における知見をもとに、総合的なリーガルアドバイスを提供いたします。

<吉田重規弁護士>

One Asia Lawyers Group の新興国ファイナンスプラクティスチームリーダーの吉田重規弁護士は、カンボジア等の新興アジアを中心に、金融機関に関する M&A・事業譲渡・商事仲裁・債権回収、各種金融機関の顧問対応などの実績があり、現地の実務を踏まえたリーガルサポートを提供することが可能です。

<新興国ファイナンスプラクティスチームに関するお問い合わせ先>

弁護士法人 One Asia （担当：吉田）

[shigeki.yoshida@oneasia.legal](mailto:shigeki.yoshida@oneasia.legal)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員

(2017年-)、中小機構相談員 (2016-) 等を歴任。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。